令和元年５月１日

臨床研究支援に対する公表について

当機構は企業や一般の皆様より支援を受けて活動しておりますが、研究助成プログラムについては、以下の『公正な応募』により実施しております。

このことから、臨床研究法（平成 30 年 4 月 1 日施行）に定める「臨床研究」を支援した場合でも、『医薬品等製造販売業者等から研究資金を受けて実施する臨床研究』とは言えず、臨床研究法第 2 条第 2 項第 1 号の『特定臨床研究』には該当しないことを公表いたします。

なお、本公表は、平成 30 年 2 月 28 日付「臨床研究法施行規則の施行等について（医政経発、医政研発、0228 第 1 号)」に基づくものであり、研究助成の公募課題を臨床研究に限るための公表ではありません。また、当機構の助成方針は基礎研究を重視していることを申し添えます。

公正性については、次のとおりです。

（ア） 当機構は、定款において「本機構は、バイオサイエンス分野における研究を奨励し、科学技術の振興を図り、もって社会の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めて当機構のホームページから公表しており、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的として活動しております。

（イ） すべての助成の募集要項において、研究課題を特定の医薬品等製造販売業者の医薬品等に係る研究に限定しておりません。

（ウ） すべての助成の募集要項において、募集対象となる者を特定の研究者又は特定の医療機関に限定しておりません。

（エ）応募につきましては、すべて当機構のホームページより行うなど、応募の機会は一般に開放しております。

（オ）選考に際しては、公正かつ適正に実施されております。

（カ）上記選考は、外部の専門家のみにより構成された選考委員会において実施されております。

（キ）選考の結果、助成対象となった者については、当機構のホームページにおいて研究課題とともに公表しております。

（ク）助成期間が終了後、速やかに助成対象者から成果報告を受けております。

以上